

森林整備法人経営改善検討会の提言(概要版)

平成23年3月

(社)岐阜県森林公社及び(社)木曾三川水源造成公社が行う分収造林事業の公益性に鑑み、引き続き公社が分収造林地を管理するために必要な今後の経営対策及び森林整備のあり方について、下記のとおり提言します。

提言のポイント

1. 経営対策

- 事業の契約手法に関し、入札制度、公募型プロポーザル等競争原理の導入を図ること
- 分収交付金の算出にあたっては、木材販売代金から控除する木材販売に必要な対象経費を見直すこと
- 新たに策定される「林業公社会計基準」に基づき、10年間の財務動向を把握し、中期的な経営管理を行うこと
- 長期収支の試算にあたっては、木材価格や金利などの変動要因について常にリスクを考慮した試算結果の把握に努めること。また、長期収支試算の経年的な推移を的確に把握し、経営管理に努めること

2. 森林管理対策

- 森林の生育状況に応じた整備区分の判定を行うとともに、整備区分に応じた契約地ごとの具体的な整備目標、施業方針を決定すること
- 採算性の低い森林は現存植生を生かし公益性重視の森林への移行を図ること
- 森林の生育状況や施業情報などの基本データを一元的に管理する施業地カルテの充実を図り、よりコストを抑えた森林管理を行うこと。

3. 木材生産対策

- 森林経営計画(仮称)を策定し、計画的な木材生産を推進すること
- 施業プランナー等の木材生産の推進に向けた人材の育成を図ること
- 公社造林地と周辺森林との集約化を促進し、効率的な施業を推進すること
- 木質バイオマス、カーボン・オフセット等森林資源の総合的利用拡大を図ること

今後の対応

公社

平成23年度～
平成23年度

早期に実施が必要な提言は、具体的な対策を実行
両公社が経営改善計画を策定

・計画期間：H24～H28